

産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策・生産基盤強化対策)
都道府県事業実施方針

策定: 令和5年3月1日
変更: 令和5年6月16日

都道府県名 茨城県

I 収益性向上対策

1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するためには、令和2年12月8日に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・花き等の産地・担い手が創意工夫により行う地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要にも対応できる、国際競争力のある生産体制を一層強化することが早急に必要である。
本県では、「茨城県総合計画」に基づく農業の成長産業化に向けての施策や各作物の振興計画等と整合させつつ、地域が策定した営農戦略に基づいて実施する産地の収益力向上や生産基盤の強化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
水稻(主食用米、新規需要米)・麦・大豆・そば・落花生・常陸大黒・子実用とうもろこし	<p>(1) 水稻</p> <p>①主食用米</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本5技術の励行による高品質米生産運動や熟期の異なる品種の導入による作期分散、特別栽培米の認定・啓発や有機栽培による環境にやさしい米づくり、地力に応じた適期・適正な施肥の徹底、大規模経営による低コスト・省力栽培の導入を図り、買ってもらえる米づくりを推進するとともに、担い手の経営安定化を進める。 <p>②新規需要米(飼料用米、新市場開拓用米、米粉用米)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国からの産地交付金を活用した複数年契約の推進、生産性向上のための団地化及び低コストのための直播栽培等の導入を誘導する。 <p>(2) 麦・大豆</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要に応じた生産・出荷を基本とし、適地適作及び排水対策の徹底等基本栽培技術の励行と的確な乾燥・調製作業によって、安定した収量・品質及び安全性を確保するとともに、省力低コストな生産体制を確立し、産地の発展を図る。 <p>(3) そば</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産対策として、経営所得安定対策への対応に併せ、品質向上と安定生産の推進を図る。 定期的な種子更新、単一品種の生産による品質維持に努めるとともに、機械化一貫体系による省力化を推進する。 耕作放棄地の活用及び水田転作そばの推進を図る。 <p>(4) 落花生</p> <ul style="list-style-type: none"> 輪作、土づくりでの連作障害対策による収量の向上を図るとともに、適期掘り取りの実施及び乾燥・調製等の改善による品質の向上を図る。 併せて、機械化体系の確立を進め、労力の軽減を図る。 <p>(5) 常陸大黒(花豆)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適地栽培、種子更新、土壌病害の防除、適期定植の推進、適期収穫を推進し、高品質・安定生産を図る。 併せて、選別の徹底による規格及び生産者要件の遵守を推進する。 <p>(6) 子実用とうもろこし</p> <ul style="list-style-type: none"> 本暗渠や補助暗渠による排水対策を実施するとともに、地域に応じた多収品種の導入を推進し生産性を高める。 併せて、水田における輪作作物として試験的な導入事例を推進し、作付拡大を図る。 <p>《成果目標と達成に向けた取組内容》</p> <p>ア 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 高品質安定生産につながる栽培及び調製作業の取組を推進 新技術導入による高品質化の取組を推進 食味計の導入など良食味生産の取組を推進 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</p> <p>① 販売額(所得額)の増加 → 単位面積当たり販売額(所得額)で比較</p> <p>イ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落営農組織や中心的経営体への土地利用集積や作業受委託を推進 中心的経営体の機械作業の集約化及び省力低コスト技術の導入を推進 ICTなど新技術導入による収量・品質の向上を推進 ロットの集約化、共同利用施設による均一化を推進 穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化を推進 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>① 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較(農業機械、集出荷施設)</p> <p>② 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみ計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p> <p>ウ 契約栽培割合の10%以上向上かつ50%以上(全販売量に占める契約栽培の比率)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調製能力の向上による高品質米出荷量の安定確保を推進 物流合理化・品質安定施設の導入による安定供給体制の確保を推進 需要に応じた加工原料用米産地の育成を推進 <p>【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】</p> <p>① 契約栽培の増加 → 農業者等の契約率で比較</p>

作物名	内容
	<p>エ 農産物輸出の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出案件の掘り起こしと、それらの輸出に取り組む産地等を支援 ・ 現地ニーズに応じた魅力ある輸出商品づくりに向けた取組を推進 ・ 長期保存が可能な施設整備等、通年供給体制に向けた環境整備を推進 <p>【農産物輸出の増加の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 ② 新規の取組又は直近年の輸出実績が無い場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上 <p>オ 労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GPS自動操舵システム等、新技術導入による労働時間の削減を推進 ・ 集出荷貯蔵施設にロボット等を導入し、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減 <p>【労働生産性の増加の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労働生産性の増加 → 単位面積当たり販売額(所得額)÷単位面積当たり労働時間で比較 <p>カ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドローン防除作業等の委託による労働時間の削減 ・ スマート農機のレンタル等による生産コストの削減 <p>【農業支援サービス事業体の利用割合の増加の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用割合の増加 → 農業者等の利用割合で比較 <p>※事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。</p>

野菜(果菜類、葉茎菜類、根菜類、いも類、地域特産物)

- (1) 果菜類(トマト、メロン、ピーマン、いちご等)
 - ・ 高軒高ハウスや低コスト耐候性ハウス等の大型施設や、パイプハウス等の施設の導入により、周年出荷体制の確立や安定生産体制、高品質化等により経営の安定化を推進する。
 - ・ ICT や複合環境制御技術等、次世代施設園芸に必要な機器の導入を推進し、単位面積当たりの生産性向上を図る。
 - ・ 本県育成のオリジナル品種、メロン「イバラキング」やいちご「いばらキッス」の普及拡大を図るとともに、厳格な出荷規格の設定によるブランド化を図る。
 - ・ ヒートポンプ等の省エネ設備導入により、生産コストの削減を図る。
 - (2) 葉茎菜類(レタス、はくさい、ねぎ、みずな等)
 - ・ パイプハウス等施設の導入により、周年出荷体制の確立を図り、販売額の向上や、加工・業務用等の契約取引を推進する。
 - ・ 加工・業務用の需要増加に対応し、機械化一貫体系の導入等により生産性の向上やコスト削減を進める。
 - ・ 新規販路開拓の農業者と加工事業者等との取引拡大を推進し、販売力の強化を図る。
 - ・ ICT を活用した高度な環境制御や効率的な管理機器等の導入により、先進的な農業を進め、安定生産と省力・低コスト化を図る。
 - ・ ヒートポンプ等の省エネ設備導入により、生産コストの削減を図る。
 - (3) 根菜類(れんこん、にんじん等)
 - ・ 効率的な機械の導入等により、生産性の向上やコスト削減を図り、加工・業務用等の契約取引を推進する。
 - ・ ICT を活用した効率的な管理機器等の導入により、技術の高度化を進め、安定生産と省力・低コスト化を図る。
 - ・ 収穫後の貯蔵方法や、流通形態の改善による高品質化、又は販路拡大により、販売額の向上、契約栽培の推進を図る。
 - (4) いも類(かんしょ、ばれいしょ等)
 - ・ 貯蔵施設の整備を推進し、出荷期間の拡大や計画的な出荷による販売額の向上や生産コストの削減を図る。
 - ・ 加工・業務用の需要増加に対応し、機械化体系の導入等により生産性の向上やコスト削減を進めるとともに、加工適性に優れる品種の普及拡大を図る。
 - (5) 地域特産物(クレソン、マッシュルーム等)
 - ・ パイプハウス等施設の導入により、周年出荷体制の確立や安定生産体制、高品質化等により経営の安定化を推進する。
 - ・ 効率的な機械の導入等により、生産性の向上やコスト削減を図る。
 - ・ ICT を活用した効率的な管理機器等の導入により、先進的な農業を進め、安定生産と省力・低コスト化を図る。
 - (6) 共通事項
 - ・ 集出荷貯蔵施設や選別・調整施設、農産加工処理施設・機械などの共同利用施設・機械整備を進め、鮮度等の品質向上対策を行うとともに、出荷調製労力の軽減や生産コストの削減を図る。
 - ・ 堆肥を活用した土づくり等、地域資源の有効活用による生産コストの削減や品質向上を図る。
 - ・ 輸出については、新規販路の開拓に加え、長距離輸送に耐えられる鮮度保持技術の確立等、現地ニーズに応じた商品開発等の取組を推進する。
 - ・ 「儲かる産地」の育成に向け、水田への野菜作付等を推進し、水稲から高収益作物への転換を図る。
 - ・ 付加価値の高い有機野菜の生産拡大により、収益性と生産者所得の向上を図る。
- 《成果目標と達成に向けた取組内容》
- ア 販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・ 機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進
 - ・ 高軒高ハウスや大型パイプハウス等の施設や複合環境制御技術に必要な管理機器の導入により、収益性の高い施設野菜産地の形成を推進
- 【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】
- ① 販売額(所得額)の増加 → 単位面積当たり販売額(所得額)で比較、もしくは農業者等の総販売額(総所得額)で比較
- イ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
- ・ 省力化機械・設備の導入により野菜栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進
 - ・ 集出荷施設等の導入により野菜産地全体の労力・コスト軽減を推進
 - ・ 省エネ設備等の導入により燃油使用量を削減する省エネルギー化を推進
- 【コスト削減効果の比較の考え方】
- ① 生産コスト削減 → 農業者等の全生産コストで比較(農業機械、集出荷施設)
- ② 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみ計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能
- ウ 契約栽培割合の10%以上向上かつ50%以上(全販売量に占める契約栽培の比率)
- ・ 加工事業者等の加工・業務用需要に対応した取引形態の導入を推進
 - ・ 量販店等実需者との契約栽培に取り組む産地の育成を推進
- 【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】
- ① 契約栽培の増加 → 農業者等の契約率で比較
- エ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%
- ・ 競争力のある品目・品種への転換によるブランド化、高収益化を目指す取組を推進
 - ・ 県オリジナル品種の導入による差別化商品の開発、ブランド化を目指す取組を推進
- 【需要が見込まれる品目・品種への転換の比較の考え方】
- ① 品目の転換 → 導入品目の栽培面積で比較(転換率100%)
- ② 品種の転換 → 導入品種の栽培面積で比較(転換率100%)
- ※需要量が過去5年中3年で1%以上減少している品目・品種から、過去5年中3年で増加している品目・品種への転換に限る
- オ 農産物輸出の取組
- ・ 輸出案件の掘り起こしと、それらの輸出に取り組む産地等を支援
 - ・ 現地ニーズに応じた魅力ある輸出商品づくりに向けた取組を推進
 - ・ 長期保存が可能な施設整備等、通年供給体制に向けた環境整備を推進
- 【農産物輸出の増加の比較の考え方】
- ① 輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- ② 新規の取組又は直近年の輸出実績が無い場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上
- カ 労働生産性の10%以上の向上
- ・ GPS自動操舵システム等、新技術導入による労働時間の削減を推進
 - ・ 環境制御装置の導入により、ハウス内環境管理に係る労働時間削減とともに、品質向上による販売額増加を推進
 - ・ 集出荷貯蔵施設にロボット等を導入し、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減
- 【労働生産性の増加の比較の考え方】
- ① 労働生産性の増加 → 単位面積当たり販売額(所得額)÷単位面積当たり労働時間で比較
- キ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
- ・ ドローン防除作業等の委託による労働時間の削減
 - ・ スマート農機のレンタル等による生産コストの削減
- 【農業支援サービス事業者の利用割合の増加の考え方】
- ① 利用割合の増加 → 農業者等の利用割合で比較

※事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。

果樹(なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめ、その他地域特産果樹)

- (1) なし
 - ・ 本県の基幹果樹として、整枝剪定・着果管理・防除等の高品質安定生産技術の推進を図る。
 - ・ 新技術「樹体ジョイント仕立て」を利用した高樹齢園の改植や新植により、樹園地の若返りを図る。
 - ・ 出荷コスト低減のため、集出荷施設の再編・統合を推進する。
 - ・ 光センサー選果機の導入を推進し、糖度保証等差別化商品のブランド化を推進する。
- (2) くり
 - ・ 気候変動による高温障害の増加のリスク回避や新たな需要先確保のため、産地に適した品種の導入を推進する。
 - ・ 予冷・貯蔵施設の整備を推進し、高品質果実の出荷及び出荷期間の拡大を図る。
 - ・ 低温貯蔵により糖度を高めた差別化商品「貯蔵栗」によるブランド化を推進する。
 - ・ 剥き栗や栗ペースト、焼き栗等加工による高付加価値化を推進する。
 - ・ アシストスーツやクリ収穫機等の導入による栗拾い作業の省力化を推進する。
- (3) ぶどう
 - ・ 品種に応じた整枝剪定・結実管理など栽培技術の励行により、収量・品質の向上を図る。
 - ・ 雨よけ施設栽培及びかん水設備の導入による高品質・安定生産を推進する。
- (4) りんご
 - ・ 防霜ファン等の自然災害防止施設や黄色防蛾灯等の病害虫対策機材の整備による品質向上と生産安定を図る。
- (5) かき
 - ・ 整枝剪定・着果管理等の栽培技術の改善により、着色・糖度の向上や大玉良品の安定生産を図る。
- (6) うめ
 - ・ 優良新品種の導入を推進する。
 - ・ 加工による高付加価値販売を推進し、経営の安定と産地の活性化を図る。
 - ・ 「樹体ジョイント仕立て」の導入や防風網整備など栽培技術の改善により、収量・品質の向上を図る。
- (7) 地域特産果樹
 - ・ キウイフルーツ、いちじく、もも、ブルーベリー、ぎんなん、すもも、かんきつ類については、多様な消費者ニーズに対応した果実の生産・販売に関し、いばらきのうまい果物づくりを目指して、高品質果実の生産・販売の多様化を推進する。

《成果目標と達成に向けた取組内容》

ア 販売額又は所得額の10%以上の増加

- ・ 競争力のある品種について、樹園地の若返りのため、植え替え(同一品種の改植)を推進
- ・ 高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、高収益化を目指す取組を推進
- ・ 選果場における光センサー選果機等の導入により、高収益化を目指す取組を推進

【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】

- ① 販売額(所得額)の増加 → 単位面積当たり販売額(所得額)で比較、もしくは農業者等の総販売額(総所得額)で比較

イ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

- ・ 高効率作業機械の導入による省力・低コスト化を推進
- ・ 省力的選果施設の導入による低コスト化を推進
- ・ 選果場の再編合理化を推進
- ・ ICTを活用した効率的な機器等の導入による省力・低コスト化を推進

【コスト削減効果の比較の考え方】

- ① 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較(農業機械、集出荷施設)
- ② 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみ計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能

ウ 契約栽培割合の10%以上向上かつ50%以上(全販売量に占める契約栽培の比率)

- ・ 加工事業者等の加工・業務用需要に対応した取引形態の導入を推進
- ・ 量販店等実需者との契約栽培に取り組む産地の育成を推進

【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】

- ① 契約栽培の増加 → 農業者等の契約率で比較

エ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%

- ・ 競争力のある品目・品種への転換によるブランド化、高収益化を目指す取組を推進
- ・ 県オリジナル品種の導入による差別化商品の開発、ブランド化を目指す取組を推進

【需要が見込まれる品目・品種への転換の比較の考え方】

- ① 品目の転換 → 導入品目の栽培面積で比較(転換率100%)
- ② 品種の転換 → 導入品種の栽培面積で比較(転換率100%)

※需要量が過去5年中3年で1%以上減少している品目・品種から、過去5年中3年で増加している品目・品種への転換に限る

オ 農産物輸出の取組

- ・ 輸出案件の掘り起こしと、それらの輸出に取り組む産地等を支援
- ・ 現地ニーズに応じた魅力ある輸出商品づくりに向けた取組を推進
- ・ 長期保存が可能な施設整備等、通年供給体制に向けた環境整備を推進

【農産物輸出の増加の比較の考え方】

- ① 輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- ② 新規の取組又は直近年の輸出実績が無い場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上

カ 労働生産性の10%以上の向上

- ・ GPS自動操舵システム等、新技術導入による労働時間の削減を推進
- ・ 環境制御装置の導入により、ハウス内環境管理に係る労働時間削減とともに、品質向上による販売額増加を推進
- ・ 集出荷貯蔵施設にロボット等を導入し、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減

【労働生産性の増加の比較の考え方】

- ① 労働生産性の増加 → 単位面積当たり販売額(所得額)÷単位面積当たり労働時間で比較

キ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

- ・ ドローン防除作業等の委託による労働時間の削減
- ・ スマート農機のレンタル等による生産コストの削減

【農業支援サービス事業者の利用割合の増加の考え方】

- ① 利用割合の増加 → 農業者等の利用割合で比較

※ 事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。

<p>花き</p>	<p>(1) 施設花き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高軒高ハウス、低コスト耐候性ハウス等の大型施設やパイプハウス等の施設の導入により、作期拡大や生産性及び品質の向上を図る。 ・ ICT や複合環境制御技術等、次世代施設園芸に必要な機器の導入を推進し、単位面積当たりの生産性の向上を図る。 ・ ヒートポンプ等の省エネルギー設備導入により、生産コストの削減を図る。 ・ 集出荷貯蔵施設等の導入により、集出荷コストの削減を図る。 ・ 播種機、定植機、集荷調製機、選別機など作業省力化に向けた機械の導入等により、生産性の向上やコスト削減を図る。 <p>(2) 露地花き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 露地電照設備やかん水施設の導入等により、出荷時期の調整や安定生産、品質向上等により経営の安定化を図る。 ・ 播種機、定植機、出荷調製機、選別機など作業効率化に向けた機械の導入等により、生産性の向上やコスト削減を図る。 <p>《成果目標と達成に向けた取組内容》</p> <p>ア 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高軒高ハウスやパイプハウス等の施設や複合環境制御技術に必要な設備等の導入による収益性の高い生産体系の構築を推進 ・ 省力化機械・設備等の導入による生産規模拡大に向けた取組を推進 ・ 電照設備やかん水設備等の導入による収益性の高い生産体系構築を推進 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</p> <p>① 販売額(所得額)の増加 → 単位面積当たり販売額(所得額)で比較、もしくは農業者等の総販売額(総所得額)で比較</p> <p>イ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ設備等の導入による生産コスト削減に向けた取組を推進 ・ 集出荷施設等の導入による集出荷コスト削減に向けた取組を推進 ・ 省力化機械・設備等の導入による生産コスト削減に向けた取組を推進 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>ウ 契約栽培割合の10%以上向上かつ50%以上(全販売量に占める契約栽培の比率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工事業者等の加工・業務用需要に対応した取引形態の導入を推進 ・ 量販店等実需者との契約栽培に取り組む産地の育成を推進 <p>【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】</p> <p>① 契約栽培の増加 → 農業者等の契約率で比較</p> <p>エ 農産物輸出の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出案件の掘り起こしと、それらの輸出に取り組む産地等を支援 ・ 現地ニーズに応じた魅力ある輸出商品づくりに向けた取組を推進 ・ 長期保存が可能な施設整備等、周年供給体制に向けた環境整備を推進 <p>【農産物輸出の増加の比較の考え方】</p> <p>① 輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p>② 新規の取組又は直近年の輸出実績が無い場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上</p> <p>オ 労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GPS自動操舵システム等、新技術導入による労働時間の削減を推進 ・ 環境制御装置の導入による施設内環境管理に係る労働時間の削減および品質向上により、生産性向上を図る取組を推進。 ・ 集出荷貯蔵施設への管理ロボット等の導入による施設管理・運営に係る労働時間の削減により、生産性向上を図る取組を推進。 <p>【労働生産性の増加の比較の考え方】</p> <p>① 労働生産性の増加 → 単位面積当たり販売額(所得額)÷単位面積当たり労働時間で比較</p> <p>カ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドローン防除作業等の委託による労働時間の削減 ・ スマート農機のレンタル等による生産コストの削減 <p>【農業支援サービス事業者の利用割合の増加の考え方】</p> <p>① 利用割合の増加 → 農業者等の利用割合で比較</p> <p>※ 事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。</p>
<p>特用作物(茶、こんにゃく、その他)</p> <p>特用林産物(きのこ、山菜等の食用に限る)</p>	<p>(1) 茶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茶樹の改植等を進めることにより、安定した収量・品質を確保する。 ・ 乗用型摘採機、省エネ型茶加工機等の導入により、省力・低コスト生産体制を確立する。 ・ 農薬の使用低減等を進めることにより、輸出や飲料メーカーなどへの販路を開拓する。 <p>(2) こんにゃく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫機など省力化機械の導入により、こんにゃく栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進する。 <p>(3) 特用林産物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原木及び菌床シイタケをはじめとしたきのこ類について、栽培技術や品質の向上、集出荷体制の整備、機械・施設の導入により、地域ごとの特産品化やブランド化を図る。 <p>(4) その他(薬用作物を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫機など省力化機械の導入により、省力化・効率化に向けた取組を推進する。 ・ 高収益作物・栽培体系への転換により、高品質化・安定生産に向けた取組を推進する。 <p>《成果目標と達成に向けた取組内容》</p> <p>ア 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出や飲料メーカーなど販路開拓の取組を推進 ・ 農薬の使用低減など高品質化につながる取組を推進 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</p> <p>① 販売額(所得額)の増加 → 単位面積当たり販売額(所得額)で比較、もしくは農業者等の総販売額(総所得額)で比較</p> <p>イ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高効率、又は省エネ型機械の導入による省力・低コスト化を推進 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>① 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較(農業機械、集出荷施設)</p> <p>② 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみ計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p> <p>ウ 契約栽培割合の10%以上向上かつ50%以上(全販売量に占める契約栽培の比率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工事業者等の加工・業務用需要に対応した取引形態の導入を推進 ・ 量販店等実需者との契約栽培に取り組む産地の育成を推進 <p>【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】</p>

① 契約栽培の増加 → 農業者等の契約率で比較

エ 農産物輸出の取組

- ・ 輸出案件の掘り起こしと、それらの輸出に取り組む産地等を支援
- ・ 現地ニーズに応じた魅力ある輸出商品づくりに向けた取組を推進
- ・ 長期保存が可能な施設整備等、通年供給体制に向けた環境整備を推進

【農産物輸出の増加の比較の考え方】

- ① 輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- ② 新規の取組又は直近年の輸出実績が無い場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10t以上

オ 労働生産性の10%以上の向上

- ・ GPS自動操舵システム等、新技術導入による労働時間の削減を推進
- ・ 環境制御装置の導入により、ハウス内環境管理に係る労働時間削減とともに、品質向上による販売額増加を推進
- ・ 集出荷貯蔵施設にロボット等を導入し、施設を利用する農業者の待機時間や出役日数を削減

【労働生産性の増加の比較の考え方】

- ① 労働生産性の増加 → 単位面積当たり販売額(所得額) ÷ 単位面積当たり労働時間で比較

カ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

- ・ ドローン防除作業等の委託による労働時間の削減
- ・ スマート農機のレンタル等による生産コストの削減

【農業支援サービス事業者の利用割合の増加の考え方】

- ① 利用割合の増加 → 農業者等の利用割合で比較

※事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、「10%以上の」とあるものを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県(本庁、農林事務所等)と市町村の連携のもと、推進・指導にあたる。</p> <p>(2) 審査方針 生産コスト削減、産地の収益力向上及び生産基盤の強化に資する計画であるとともに、県実施方針に即したものとなるように適切に審査を行う。</p> <p>(3) 審査体制 産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査に当たっては、各地域協議会の構成団体である市町村・県(農林事務所)に属する各品目の補助事業に精通した者を主として実施するなど、審査精度を高めるように努めるものとする。</p>
--

4 取組要件

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付等要綱」という。)に基づき実施するものとする。

(1) 基金事業

①生産支援事業

対象作物	取組要件
<p>水稻(主食用米、新規需要米) ・麦・大豆・そば・落花生・常陸大黒・子実用とうもろこし</p>	<p>○取組要件 交付等要綱の別記2、別紙1及び別表2のIの1の(1)の要件等を満たす取組を助成対象とする。</p> <p>○助成対象機械(別紙のとおり) 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な以下に掲げるものを助成対象とする。 1 農業機械(原則、ほ場で稼働するものであり、導入に当たっての下限面積については「茨城県特定高性能農業機械導入指針」と整合を図るものとする。) 2 簡易なビニールハウスの内部設備</p> <p>○助成対象資材 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な以下に掲げるものを助成対象とする。 1 パイプハウスの購入に要する経費(高機能な被覆資材等の導入効果が継続して見込まれる場合に限る。) 2 パイプハウスの補強資材の購入に要する経費(パイプハウスと一体的に導入する場合に限る。) 3 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃 ただし、パイプハウスを導入する場合にあっては、補強資材の活用により導入後のパイプハウスが風速36m/s以上に耐えることができる強度を有するものに限り助成するものとする。</p> <p>○高収益作物 交付等要綱共通3のオに定める高収益作物については左の対象作物に掲げる品目等のうち、主食用米よりも収益性の高い品目とする。</p>
<p>野菜(果菜類、葉茎菜類、根茎類、いも類、地域特産物)</p>	
<p>果樹(なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめ、その他地域特産果樹)</p>	
<p>花き</p>	
<p>特用作物(茶、こんにゃく、その他)</p>	
<p>特用林産物(きのこ、山菜等の食用に限る)</p>	

②効果増進事業

対象作物	取組要件
<p>水稻(主食用米、新規需要米) ・麦・大豆・そば・落花生・常陸大黒・子実用とうもろこし</p>	<p>○取組要件 交付等要綱の別記2、別紙1及び別表2のIの1の(2)の要件等を満たす取組を助成対象とする。</p> <p>○助成対象機械 別紙のとおり。</p>
<p>野菜(果菜類、葉茎菜類、根茎類、いも類、地域特産物)</p>	
<p>果樹(なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめ、その他地域特産果樹)</p>	
<p>花き</p>	
<p>特用作物(茶、こんにゃく、その他)</p>	
<p>特用林産物(きのこ、山菜等の食用に限る)</p>	

③整備事業

対象作物	取組要件
水稻（主食用米、新規需要米） ・麦・大豆・そば・落花生・常陸大黒・子実用とうもろこし	○取組要件 交付等要綱の別記2、別紙1の要件等を満たす取組を助成対象とする。 ただし、共同利用施設以外の施設整備については、取組主体事業計画における取組後の面積が地域協議会管内の平均的な作付面積の10倍以上（野菜、果樹は5倍以上）の場合に限るものとする。 ○助成対象施設 交付等要綱の別表2のIIのメニュー欄の1に掲げる施設を助成対象とする。 ただし、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設を整備する場合にあっては、風速36m/s以上に耐えることができる強度を有するものに限り助成対象とする。 ○高収益作物 交付等要綱共通3のオに定める高収益作物については左の対象作物に掲げる品目等のうち、主食用米よりも収益性の高い品目とする。
野菜（果菜類、葉茎菜類、根茎類、いも類、地域特産物）	
果樹（なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめ、その他地域特産果樹）	
花き	
特用作物（茶、こんにゃく、その他）	
特用林産物（きのこ、山菜等の食用に限る）	

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

ただし、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設を整備する場合にあっては、風速36m/s以上に耐えることができる強度を有するものに限り助成対象とする。

①整備事業

対象作物	取組要件
水稻（主食用米、新規需要米） ・麦・大豆・そば・落花生・常陸大黒・子実用とうもろこし	○取組要件 交付等要綱の別記2、別紙1及び別表2のIIの1要件等を満たす取組を助成対象とする。 ただし、共同利用施設以外の施設整備については、取組主体事業計画における取組後の面積が地域協議会管内の平均的な作付面積の10倍以上（野菜、果樹は5倍以上）の場合に限るものとする。 ○助成対象施設 交付等要綱の別表2及び2のIIのメニュー欄の1に掲げる施設を助成対象とする。 ただし、本県において生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設を整備する場合にあっては、風速36m/s以上に耐えることができる強度を有するものに限り助成対象とする。 ○高収益作物 交付等要綱共通3のオに定める高収益作物については左の対象作物に掲げる品目等のうち、主食用米よりも収益性の高い品目とする。
野菜（果菜類、葉茎菜類、根茎類、いも類、地域特産物）	
果樹（なし、くり、ぶどう、りんご、かき、うめ、その他地域特産果樹）	
花き	
特用作物（茶、こんにゃく、その他）	
特用林産物（きのこ、山菜等の食用に限る）	

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

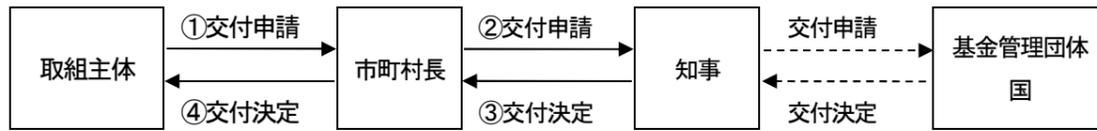
1 計画申請時 I 基金事業 (1) 整備事業 ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②成果目標の根拠となる資料、③費用対効果分析、④施設の規模算定根拠（アンケート調査結果等を含む）、⑤施設の能力、稼働期間等の詳細、⑥位置・配置図、平面図、⑦施設の管理運営規程、⑧収支計画、⑨再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑩前年度の青色申告書（法人の場合は決算書）、⑪整備後の施設が風速36m/s以上に耐えることができる強度を有するものであることを証する資料（低コスト耐候性ハウス、高度環境制御施設、高度技術導入施設を整備する場合）、⑫その他知事が必要と認める資料 (2) 生産支援事業及び効果増進事業 ①申請者の規約、②機械・資材等の利用計画、③営農計画書の写し、④能力・台数などの算定根拠、⑤成果目標の根拠となる資料、⑥見積書、⑦カタログ、⑧受益地の位置図、機械・資材等の設置・利用場所の位置図、改植実施園の位置図（改植の場合）、⑨費用対効果分析（農業機械等を導入（リース導入を除く）する場合）、⑩リース計画書（農業機械をリース導入する場合）、⑪導入後のパイプハウスが風速36m/s以上に耐えることができる強度を有するものであることを証する資料（パイプハウスを導入する場合）、⑫前年度の青色申告書（農業者が農業機械等を導入（リース導入を除く）する場合）、⑬その他知事が必要と認める資料 II 整備事業 1のIの(1)の整備事業に準ずる。
2 請求時 I 基金事業 (1) 整備事業 ①入札関係書類、②契約書、③工事完了届、④出来高設計書、⑤写真、⑥請求書、⑦領収書（支払い済みの場合）、⑧その他知事が必要と認める資料 (2) 生産支援事業及び効果増進事業 ①入札関係書類、②発注書、③発注請書、④契約書、⑤納品書、⑥借受証、⑦写真、⑧請求書、⑨領収書（支払い済みの場合） ⑩その他知事が必要と認める資料 II 整備事業 2のIの(1)の整備事業に準ずる。

6 取組主体助成金の交付方法

(1) 交付申請

- ① 取組主体は、本事業の交付を受けようとするときは、市町村長等に交付申請書を提出。
※交付決定前着工届を提出する場合は、市町村長を経由し知事に提出。
- ② 市町村長は、受理した交付申請を審査し、適当と認めた上で本事業の交付を受けようとするときは、取組主体からの交付申請を取りまとめ、知事に交付申請書を提出。
- ③ 知事は、市町村長からの交付申請書を受理した場合において適当と認めたときは、交付決定を通知。
- ④ 市町村長は、知事から交付決定された後、取組主体へ交付決定を通知。

※知事が必要と認める場合には、取組主体から知事に対して交付申請に係る手続きを行うことができるものとする。



(2) 請求及び支払

- ① 取組主体は、事業が完了した場合は取組主体助成金請求書を市町村長に提出。
- ② 市町村長は、取組主体助成金請求書を受理した場合において適当と認めたときは、同請求書の提出者に助成金を支払う。
- ③ 市町村長は、取組主体からの請求書を取りまとめ、市町村助成金請求書を作成し、知事に提出。
- ④ 知事は、市町村長からの請求書を受理した場合において適当と認めたときは、助成金を支払うとともに、支払額を市町村長に通知。

※取組主体に知事が交付決定したものについては、取組主体が知事に対して助成金を請求できるものとする。



7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- (1) 契約に当たっての条件(産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)第33)
- ・ 売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - ・ 上記による契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
 - ・ 生産支援事業及び効果増進事業については、一般競争入札もしくは複数の業者(原則、計画策定段階(参考見積もり)で3者以上、計画承認後で3者以上)から見積りを徴取することにより、最低価格を提示した業者との契約ができるものとする。
- (2) 助成金の返納(交付等要綱の第33)
- ・ 取組主体助成金(補助金)の交付を受けた後に交付要綱、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金(補助金)の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。
- (3) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納(交付等要綱の第9)
- ・ 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- (4) 財産の管理等(交付等要綱の第23)
- ・ 助成金(補助金)により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - ・ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
 - ・ 生産資材等の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必要とする))に確実に加入するものとする。
- (5) 財産処分の制限(交付等要綱の第24)
- ・ 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
 - ・ 適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
 - ・ 処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。また、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (6) 取組主体事業計画の評価(交付等要綱別記2の第16)
- ・ 取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。

8 その他

- (1) 目標年度(交付等要綱別記2の第6)
- ・ 目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、知事が特に認める場合は、上限5年以内において、品目の特性等を勘案して、別に目標を設定できるものとする。
- (2) 「販売額増加」及び「所得額増加」における事業効果の検証
- ・ 販売額及び所得額は、本事業による直接的な効果のほか、市場の需給といった外的要因等の影響も受けることから、販売額増加及び所得額増加を成果目標に掲げている取組については、評価に当たり、価格を補正し、その効果を検証する。
 - ・ 成果目標で「販売額増加」「所得額増加」を選択する場合の評価における価格補正については、以下の考え方に基づき行う。
- 【価格補正の考え方】
- ア 販売額増加の場合
- ・ 補正後の販売額 = 実績の販売単価 × 補正係数 × 実績の数量
 - ・ 補正係数 =
$$\frac{\text{産地の販売単価の伸び率(実績の販売単価 / 現状の販売単価)}}{\text{地域(県又は国)の販売単価の伸び率(※)}}$$
- イ 所得額増加の場合
- ・ 補正後の所得額 = (実績の販売単価 × 補正係数 × 実績の数量) - 生産コスト
 - ・ 補正係数 =
$$\frac{\text{産地の販売単価の伸び率(実績の販売単価 / 現状の販売単価)}}{\text{地域(県又は国)の販売単価の伸び率(※)}}$$
- ※ 地域(県又は国)の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等により把握する。また、予め価格を固定した契約取引など、地域(県又は国)の価格変動を受けないことが明らかな場合は、価格補正を行わないこととする。
- (3) 基金による整備事業の実施の制限
- ・ 原則として、施設整備は整備事業で対応し、基金は機械・資材の導入を支援することとする。これに伴い、基金で整備事業を行う場合は、知事が関東農政局長等と協議し、関東農政局長等が必要と認めたものに限る。

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

堆肥（ペレット堆肥を含む。以下同じ）、土壌改良資材及び緑肥等（以下「堆肥等」という）の実証的な活用を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図る。

2 基本方針

本県では、県及び地域の栽培指針に基づき土づくりを実施しているものの、一部では地力の低下に由来する農作物の減収等の課題が見られている。水田においては、土壌中の有機物含量および可給態窒素が減少傾向にあり、その原因の1つに堆肥等の有機物施用量の低下があげられる。一方、普通畑においては、有機物の継続的な施用により、土壌有機物含量は維持されているものの、経営の大規模化や軽労力化等により、将来、有機物の施用量が低下することが懸念される。このような中、国では令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、今後、化学肥料の使用量を大幅に低減するなどして、持続可能な食料システム構築を進めていくこととしている。本県においても、当事業により堆肥活用を県全域に推進し、生産基盤の強化を図ることにより、持続可能な農業の取組を推進する。

3 本事業の推進・指導方針・体制

(1) 事業の推進・指導

本事業の効果的な実施に向け、県（本庁、農林事務所等）、市町村、JAグループ等の連携のもと、推進・指導にあたる。

ア 取組主体（農業者、農業団体等）

事業計画書作成、土壌分析の実施、対象ほ場選定、堆肥等の調達・運搬・施用、土づくりに関する研修会の開催等

イ JAグループ等

事業計画作成支援、土壌分析の実施、営農指導等の取組主体の事業推進に係る支援

ウ 市町村、地域協議会

産地パワーアップ計画作成、事業計画書とりまとめ、土づくりに関する助言・指導等

※複数の市町村にまたがる場合は、代表的な地域協議会が計画の作成等を行うものとする。ただし、関係する地域協議会との間で情報共有すること。

エ 県、県協議会

土づくりに関する助言・指導等

(2) 審査方針

農地土壌の生産力の維持・増進、産地の収益性向上及び生産基盤の強化に資する計画であるとともに、県実施方針に即したものとなるように適切に審査を行う。

(3) 審査体制

産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査に当たっては、各地域協議会の構成団体である市町村・県（農林事務所）の補助事業に精通した者を主として実施するなど、審査精度を高めるように努めるものとする。

4 取組要件

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号、農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記2の別紙2のIの6に定める取組のほか、以下に定めるものとする。

(1) 活用する堆肥等の種類

ア 堆肥については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）第4条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの又は第16条の2に基づき指定混合肥料として若しくは第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたものであって、十分に腐熟された堆肥であること。

イ 混合堆肥複合肥料及び指定混合堆肥においては、地力の維持・増進効果が認められるもの。

堆肥等には、海外の牧草由来のクロピラリド（除草剤成分）が残留している可能性があるため、輸入乾牧草等由来の原料を使用した堆肥を使用し、ナス科、マメ科、キク科等のクロピラリドによる生育障害を受けやすい作物を対象として取り組みを行う場合には、事前に生物検定を行うなど、生育障害が発生しないように留意する。なお、生物検定の方法については下記URLを参照のこと。

「飼料及び堆肥に残留する除草剤（クロピラリド）の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル（第3版）2022年10月改定」

https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/laboratory/niases/manual/155027.html

ウ 特殊肥料においては、原則として茨城県内で生産された堆肥であること。

エ 土壌改良資材については、地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条第1項の政令で定める種類の土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準（昭和59年10月1日農林水産省告示第2002号）に基づき適切な品質表示がなされたものであること。

オ 緑肥については、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込みまで行う緑肥作物であること。

(2) 堆肥の施用量等の留意点

ア 地力増進法に基づく地力増進基本指針や県の「土壌・作物栄養診断マニュアル」をもとに、地域の気象条件、土壌条件および栽培作物等を踏まえて設定するものとする。なお、実証前の土壌分析結果により施用量は増減できるものとする。

イ 河川等への影響を考慮するほか、土壌中の可給態窒素、リン酸およびカリが過剰にならないよう、使用する堆肥を選定するとともに、施用量には十分留意する。

ウ 土壌改良資材の施用量は、土壌改良資材品質表示基準に基づく表示をもとに、地域の気象条件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定するものとする。

エ 緑肥の播種量は、種苗会社のカタログに示されている標準播種量を踏まえ設定する。なお、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫は行わず、作物体を全てすきこむものとする。

(3) 成果目標

ア 改善を目指す項目は、有効態リン酸、交換性カリ、可給態窒素、土壌有機物含有量（腐植）、ち密度、陽イオン交換容量（CEC）の中から土壌の課題解決が確認できるものを1つ選定する。

イ 目標値は、原則として別紙の表1又は表2の値とする。ただし、土壌の種類・堆肥等の種類・施用量によって堆肥等の効果が異なることから、現地の実態に応じて、土壌の課題解決が確認できる目標値を設定することも可能とする。この場合、目標値の算出根拠となる資料を提出すること。

(4) 事業対象ほ場

ア これまでに堆肥等を用いた土づくりを行っていないほ場又は堆肥等の施用を行っていても、地力の低下がみられ、その改善に堆肥等の追加的な施用が有効と認められるほ場

イ アに加え、土壌分析により、成果目標として定めた項目の分析値が別表の基準値を下回っているほ場

(5) 土壌分析の実施

ほ場選定及び土づくり効果の確認のため、実証する全てのほ場において、実証の前後に土壌分析を実施する。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 計画申請時

- ・ほ場一覧表 ・全ほ場の位置図 ・成果目標の算定根拠（別紙の基準値以外の目標値を設定した場合）
- ・散布する堆肥等の詳細が分かる資料（商品名、成分表、登録番号、カタログ等）
- ・堆肥等資材代、土壌分析代、散布機リース代、散布代等必要経費の見積書
- ・（特殊肥料を使用する場合）特殊肥料生産業者届出証 ・（指定混合肥料を使用する場合）指定混合肥料生産業者届出証
- ・（取組主体が農業者が組織する団体や民間事業者の場合）総会資料等組織の概要や構成員が確認できる資料
- ・その他、知事が必要と認める資料

(2) 実績報告時

- ・堆肥等を散布したほ場一覧表 ・堆肥等を散布したほ場位置図 ・堆肥等散布の様子がわかる資料（写真等）
- ・（緑肥を使用する場合）緑肥の播種、生育、すき込みの様子がわかる資料（写真等）
- ・土壌分析結果（目標項目の値を含む） ・堆肥等資材代、土壌分析代、散布機リース代、散布代等の納品書、領収書
- ・その他、知事が必要と認める資料

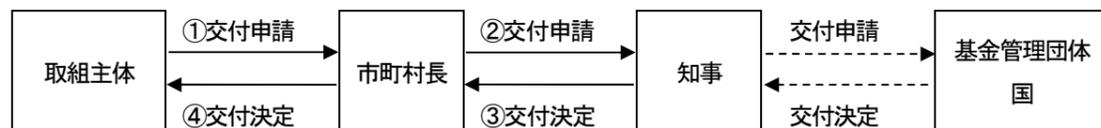
6 取組主体助成金の交付方法

堆肥等の実証的な活用を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図る。

(1) 交付申請

- 取組主体は、本事業の交付を受けようとするときは、市町村長等に交付申請書を提出。
※交付決定前着工届を提出する場合は、市町村長を経由し知事に提出。
- 市町村長は、受理した交付申請を審査し、適当と認めた上で本事業の交付を受けようとするときは、取組主体からの交付申請を取りまとめ、知事に交付申請書を提出。
- 知事は、市町村長からの交付申請書を受理した場合において適当と認めたときは、交付決定を通知。
- 市町村長は、知事から交付決定された後、取組主体へ交付決定を通知。

※知事が必要と認める場合には、取組主体から知事に対して交付申請に係る手続きを行うことができるものとする。



(2) 請求及び支払

- 取組主体は、事業が完了した場合は取組主体助成金請求書を市町村長に提出。
- 市町村長は、取組主体助成金請求書を受理した場合において適当と認めたときは、同請求書の提出者に助成金を支払う。
- 市町村長は、取組主体からの請求書を取りまとめ、市町村助成金請求書を作成し、知事に提出。
- 知事は、市町村長からの請求書を受理した場合において適当と認めたときは、助成金を支払うとともに、支払額を市町村長に通知。

※取組主体に知事が交付決定したものについては、取組主体が知事に対して助成金を請求できるものとする。



(3) 助成金の上限

取組主体が堆肥等を実証的に活用する面積に対して、10a あたり 30 千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a あたり 35 千円）を乗じた額と堆肥散布機械のリース導入に係る費用を加算した額の合計額を上限とする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

(1) 契約に当たっての条件（交付等要綱第13の2、3）

- ・ 売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。
- ・ 上記による契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(2) 助成金の返納

- ・ 取組主体助成金（補助金）の交付を受けた後に交付要項、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金（補助金）の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

(3) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

- ・ 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを返納しなければならない。

(4) 取組主体事業計画の評価

- ・ 取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会長等に報告するものとする。

(5) 継続的な土づくりの実施

- ・ 取組主体は、事業実施後も引き続き堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大に努めること。

(別紙)

補助対象機械一覧

	機械の名称	上限事業費
1	トラクター	10,000千円/台
2	動力噴霧機	7,740千円/台
3	播種機	1,500千円/台
4	施肥播種同時作業機	1,450千円/台
5	無人ヘリコプター	12,800千円/台
6	畦ぬり機	1,200千円/台
7	レーザー式均平作業機	16,740千円/台
8	田植機	5,000千円/台
9	水稻直播機	3,760千円/台
10	豆用ピッカーローダー	1,650千円/台
11	弾丸暗きょ機	675千円/台
12	ロータリー	1,515千円/台
13	ドライブハロー	3,240千円/台
14	ブロードキャスター	1,140千円/台
15	マニユアスプレッダー	5,350千円/台
16	ボトムプラウ	2,000千円/台
17	食味成分評価分析計	5,000千円/一式
18	色彩選別機	22,000千円/一式
19	そば収穫機	10,110千円/台
20	はとむぎ収穫機	10,110千円/台
21	稲収穫用機械	14,017千円/台
22	麦収穫用機械	14,017千円/台
23	大豆収穫用機械	14,017千円/台
24	雑穀収穫用機械	14,017千円/台
25	大豆生産用播種機	2,220千円/台
26	ポテトハーベスター	15,210千円/台
27	いちご炭酸ガス殺ダニ装置	1,000千円/台
28	いちご簡易夜冷用冷房機	1200千円/台
29	夜冷育苗システム	3,000千円/台
30	急速冷凍装置	6,000千円/台
31	れんこん自動掘り取り機	2,100千円/台
32	れんこん鮮度保持製氷機	3,000千円/台
33	養液土耕システム	1,800千円/台
34	細霧冷房装置	2,000千円/台
35	ヒートポンプ	1,200千円/台
36	木質バイオマス利用加温設備	21,000千円/台
37	温風暖房器	6,500千円/台
38	循環扇	650千円/一式
39	野菜全自動移植機等	3,640千円/台
40	にんにく植付機	1,330千円/台
41	乗用長ねぎ土寄せ管理機	1,900千円/台

	機械の名称	上限事業費
42	パイプハウス自動換気装置	1,250千円/一式
43	スイートコーン収穫機	22,680千円/台
44	にんじん収穫機	18,900千円/台
45	だいこん収穫機	8,220千円/台
46	ごぼう収穫機	10,400千円/台
47	たまねぎ収穫機	8,980千円/台
48	たまねぎ調整機	3,200千円/台
49	ねぎ収穫機	4,000千円/台
50	ねぎ出荷調整機	2,500千円/台
51	非結球性葉茎菜類収穫機	3,380千円/台
52	結球性葉菜類収穫機	11,000千円/台
53	レタス出荷調整機	3,122千円/台
54	野菜出荷調整機等	5,500千円/台
55	野菜洗浄・研磨機	1,000千円/台
56	重量野菜運搬作業車	2,240千円/台
57	加工トマト収穫機	20,000千円/台
58	野菜残さ収集機	5,200千円/台
59	炭酸ガス発生機	594千円/台
60	環境測定機器	700千円/一式
61	複合環境制御装置	6,000千円/台
62	にんじん選別機	1,750千円/台
63	生いも選別機	3,000千円/台
64	蒸し庫	600千円/台
65	ほしいも乾式皮むき機	8,000千円/台
66	ほしいも緊急避難庫	1,600千円/台
67	ほしいも乾燥機(各種)	20,000千円/台
68	長期保存用冷凍庫	3,000千円/台
69	馬鈴薯生産用播種機	2,470千円/台
70	馬鈴薯生産用定植機	3,640千円/台
71	馬鈴薯茎葉処理機	2,000千円/台
72	スピードスプレーヤー	9,228千円/台
73	果樹園用モアー	1,620千円/台
74	選果機(糖度計付き)	8,424千円/台
75	選果機用光センサー	16,420千円/台
76	茶摘機(乗用型)	8,084千円/台
77	茶園防除機	6,549千円/台
78	茶複合管理機	7,030千円/台
79	こんにやく芋ハーベスター	9,380千円/台
80	中刈機(乗用型)	6,804千円/台
81	その他知事が特に認めるもの	その都度協議

《参考HP》茨城県特定高性能農業機械導入指針(平成31年2月)

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/sansin/index.html>

別紙(土づくり関係)

地力基準値 水田土壌(水稲)

表1 地力基準値(陽イオン交換容量(CEC)以外)

項目 単位	基準値
有効態リン酸 mg/乾土100g	10
交換性カリ mg/乾土100g	25
可給態窒素含有量 mg/乾土100g	20
土壌有機物含有量(腐植) g/乾土100g	2
ち密度 mm(山中式硬度による)	24

注1 各項目の値を超えた場合、地力が高いと判断する。

注2 ち密度は、値を下回った場合を地力が高いと判断する。

注3 ち密度は、主要根群域(地表下30cmまでの土層)の値とする。

表2 地力基準値(陽イオン交換容量(CEC))

項目 単位	基準値				
	火山灰土	沖積土			
陽イオン交換容量(CEC) me/100g	多湿黒ボク土 黒ボクグライ 土	黒泥土 泥炭土	粘質・ 灰色低地土 グライ土 (細粒質低地 土)	砂壤質・ 灰色低地土 グライ土 (中粒質低地 土)	砂質・ 灰色低地土 グライ土 (粗粒質低地 土)
	25	27	20	13	4

※土壌の種類については、デジタル土壌図等を用いて調べる。

地力基準値 畑土壌(果樹、草地飼料、施設栽培を含む)

表1 地力基準値(陽イオン交換容量(CEC)以外)

項目 単位	基準値
有効態リン酸 mg/乾土100g	20
交換性カリ mg/乾土100g	30
可給態窒素含有量 mg/乾土100g	5
土壌有機物含有量(腐植) g/乾土100g	5
ち密度 mm(山中式硬度による)	22

注1 各項目の値を超えた場合、地力が高いと判断する。

注2 ち密度は、値を下回った場合を地力が高いと判断する。

注3 ち密度は、地表下25cm間の値とする。

表2 地力基準値(陽イオン交換容量(CEC))

項目 単位	基準値					
	火山灰土			沖積土		
陽イオン交換容量(CEC) me/100g	多腐植質 黒ボク土	腐植質 黒ボク土	淡色 黒ボク土	粘質・ 褐色低地土 灰色低地土	砂壤質・ 褐色低地土 灰色低地土	砂質・ 褐色低地土 灰色低地土
	28	25	21	17	12	4

※土壌の種類については、デジタル土壌図等を用いて調べる。